テニュア・トラック教員に関する申合せ

役員会決定 平成22年7月21日 最終改正 令和3年10月13日

1. 趣旨

電気通信大学(以下「本学」という。)におけるテニュア・トラック制を円滑に運用するため、テニュア・トラック教員の取扱いに関し、次のとおり申し合わせる。

2. 採用計画等

- (1) テニュア・トラック准教授
 - ① テニュア・トラック准教授は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
 - ② 学術院長は、准教授採用計画の中で、特に強化すべき専門分野に対して、テニュア・トラック准教授としての採用を提案できるものとする。
- (2) テニュア・トラック助教
 - ① テニュア・トラック助教は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
 - ② テニュア・トラック助教の採用計画は令和3年度の人事計画をもって終了とする。

3. 教育研究環境等

- (1) テニュア・トラック准教授
 - ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
 - ② 准教授の教員研究費を配分する。
 - ③ 学域又は大学院の授業担当及び学生指導を行う。
- (2) テニュア・トラック助教
 - ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
 - ② 新規採用の助教に対し、研究活性化支援システムを活用して研究室開設資金として300万円を限度として配分する。
 - ③ 学域又は大学院の学生指導を行うことができる。
 - ④ 基礎科目、学生実験・演習などの授業科目を担当する。

4. テニュア・トラック期間中の取扱い

(1) テニュア・トラック期間の短縮

テニュア・トラック准教授について、テニュア中間評価の結果、総合評価の標語がAであったものについては、テニュア・トラック期間を採用後3年が経過する日までとし、同日の翌日をもってテニュアを付与することができる。

(2) テニュア・トラック期間における昇任人事の取扱い

テニュア・トラック教員 (テニュア審査に係る審査委員会が設置された者を除く。) のうち、極めて優れた者については、テニュア・トラック期間であっても上位の職位 への昇任人事の対象者として提案することができるものとする。この場合において、昇任人事の審査はテニュアを付与する審査を兼ねるものとする。

- 5. テニュア獲得後の取扱い
 - (1) テニュア・トラック准教授

テニュア・トラック准教授がテニュアを獲得した場合の職位は、前項第2号による場合を除き、准教授とする。

(2) テニュア・トラック助教

テニュア・トラック助教がテニュアを獲得した場合の職位は、准教授とする。

附則

この申合せは、平成22年7月21日から施行する。

附 則 (平成24年7月24日)

この申合せは、平成24年7月24日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日)

この申合せは、平成26年9月24日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月13日)

この申合せは、令和3年1月13日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日)

この申合せは、令和3年10月13日から施行する。